

平成14年度 (社)日本セラミックス協会 関東支部

臨時総会次第

平成14年12月11日(水)

(於：富士通クロスカルチャーセンターRoom43)

進 行	議 長
1．開会の辞	丹 羽
2．支部規約について	丹 羽
3．支部規約改正案	塚 田
4．閉会の辞	丹 羽

社団法人 日本セラミックス協会関東支部規約

改訂案

昭和16年11月 9日 制定

平成12年10月24日 改正

平成14年12月11日 改正

第1章総則

(名称)

第1条 本支部は社団法人日本セラミックス協会関東支部と称する。

(組織)

第2条 本支部は、関東全都県と静岡・山梨・長野県に在住する日本セラミックス協会（以下、協会と略記する）会員によって組織する。

(事務所)

第3条 本支部は、事務所を原則として東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県内に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第4条 本支部は、協会の目的に沿って、セラミックスの進歩・発展・普及に貢献するとともに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は、第4条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 研究発表会、講習会、教室（講習会）、見学会などの開催
2. セラミックスに関する調査、研究、建議、公共事業の助成
3. 協会賞候補者の推薦
4. その他本支部の目的達成に必要な事業

第6条 前条第1号の行事に関する連絡は、セラミックス誌などを利用して行う。

第3章役員等

(役員)

第7条 本支部に以下の役員を置く。

1. 支部長1名
2. 常任幹事25名以内
3. 幹事（会務事務担当）1名
4. 監事2名

(役員を選任)

第8条 支部長は、理事会の承認を得て会長から委嘱される。常任幹事、幹事及び監事に

については支部長が委嘱する。

第9条 役員は、常任幹事会で候補者を選定し、総会で決定する。但し、補欠人事については常任幹事会に一任するものとする。

第10条 支部長に事故ある場合は、常任幹事の中から互選により支部長代行を選任し、その職務の代行を行うものとする。

第11条 支部長、幹事及び監事の任期は2年とする。常任幹事の任期は原則として2年とする。

(役員職務)

第12条 支部長は、本支部を代表し、会務を統括する。常任幹事は会務の審議にあたる。幹事は支部長の指示により会務事務を処理する。監事は会計を監査する。

第13条 本支部に常任幹事会の推薦により、顧問をおくことができる。顧問は重要事項に関し、支部長の諮問に答え、又は意見を述べるることができる。任期は原則として2年とする。

第4章 会議等

(会議)

第14条 本支部の会議は、総会及び常任幹事会とする。

(総会)

第15条 本支部は、毎事業年度に 1回通常総会 を開催し、次の事項を議決又は承認する。

1. 役員を選任
2. 会務報告、収支決算
3. 事業計画、収支予算
4. 支部規約の改廃
5. その他支部長が必要と認めた事項

第16条 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

第17条 常任幹事会の議決又は本支部会員の10分の1以上から会議の目的事項の明示して請求があるときは、支部長が臨時総会を招集する。

(総会の成立)

第18条 総会の開催日時及び議案は、原則としてセラミックス誌に予告する。総会は出席者をもって成立し、総会での議案は出席者の過半数で承認される。

(常任幹事会)

第19条 常任幹事会は、支部長、常任幹事、幹事及び監事より構成され、会務運営上の諸事項を審議し、決定する。

第20条 常任幹事会は支部長の召集により必要に応じて開催する。

(事業計画及び経費)

第21条 事業経費は協会からの補助金及びその他の収入による。支部会員より臨時徴収の必要があるときは、総会の承認を得るものとする。

第5章 事業計画、報告及び収支予算、決算

第22条 本支部の事業計画書及び収支予算書は、支部役員の協力を得て、支部長が作成し、毎事業年度開始前に支部総会の議決を得、2月末までに当協会会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に支部総会を開催できない場合にあっては、常任幹事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から90日以内に支部総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

第23条 本支部の事業報告書、収支決算書は、支部役員の協力を得て、支部長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、当該事業年度終了後の4月10日までに支部総会の議決を得、当協会会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により4月10日までに、支部総会を開催できない場合にあっては、常任幹事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度終了の日から90日以内に支部総会の議決を得るものとする。

第24条 本支部の収支決算に差額が生じたときは、支部総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第25条 本規約の改廃は、支部総会の議決に基づき、協会理事会の承認を得て行う。
付則

この支部規約は、平成14年12月11日より実施する。